（特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則（平成二十四年国土交通省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改める。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第四条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第十二項中「タンカー油濁損害」の下に「、一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害」を加える。

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第五条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第五号、第七十四条第二号、第八十二条第一項第二号、第八十五条第一項第九号、第八十九条第五号、第百八条第三号、第百二十二条第二十九号、第百二十五条第二項第三十四号、第百二十八条第二項第二号、第百五十条第三項第六号、第百五十二条第二項第十一号及び第百五十四条第二項第二号中「及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約」を「、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約」に改める。

別表第二一の項中「第百二十五条第二項第三十二号、第三十四号及び第三十七号から第四十一号まで（第三十二号」を「第百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号」に、「第三十九号」を「第四十号」に改め、同表二の項中「第十四号」を「第十五号」に、「第三十二号から第三十六号まで及び第三十九号（第三十二号」を「第三十三号から第三十七号まで及び第四十号（第三十三号」に、「第三十四号」を「第三十五号」に、「第三十九号に」を「第四十号に」に改め、同表三の項中「第百二十五条第二項第三十二号、第三十四号及び第三十七号から第四十一号まで（第三十二号」を「第百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号」に、「第三十八号及び第三十九号」を「第三十九号及び第四十号」に、同表四の項中「第百二十五条第二項第三十七号及び第三十八号（第三十七号及び第三十八号」を「第百二十五条第二項第三十八号及び第三十九号（第三十八号及び第三十九号」に、「第三十七号に」を「第三十八号に」に改め、同表五の項中「第百二十五条第二項第十四号」を「第百二十五条第二項第十五号」に、「第三十二号から第三十七号」を「第三十三号から第四十号まで（第三十八号」に、「第三十八号」を「第三十九号」に改め、同表六の項中「第百二十五条第二項第三十二号、第三十四号及び第三十七号から第四十一号まで（第三十二号」を「第百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号」に、「第三十八号及び第三十九号」を「第三十九号及び第四十号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第一条、第四条及び第五条並びに次条から附則第九条まで及び附則第十一条第一項の規定は、改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第二条第二項の国土交通省令で定める事由は、同条第一項の規定により交付した書面（以下「相当証書」という。）に係る保障契約の変更とする。

第三条　相当証書の交付を受けようとする者は、別記様式一による相当証書交付申請書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2　相当証書の交付の申請は、当該相当証書に係る保障契約における保障期間の開始日の三月前からすることができる。

3　第一項の申請を代理人により行う場合にあっては、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない。

第四条　相当証書の再交付を受けようとする者は、別記様式二による相当証書再交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2　前項の申請を、相当証書が損傷し、又はその識別が困難となったことによりしようとする者は、遅滞なく、当該相当証書を地方運輸局長に返納しなければならない。

3　地方運輸局長は、相当証書が滅失したことにより再交付を行った場合は、当該滅失した相当証書が無効であることを官報に公示する。

4　前条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

第五条　附則第三条第一項の規定による相当証書の交付又は前条第一項の規定による相当証書の再交付を申請しようとする者は、次に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

一　交付の申請　相当証書一枚につき七千円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次号において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、六千九百円）

二　再交付の申請　相当証書一枚につき六千円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、五千九百円）

2　前項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を附則第三条第一項又は前条第一項の申請書に貼って納付しなければならない。